

講 演

欧州人権裁判所判例の安定性に関する側面

ゲオルク・レス
入 稲 福 智 訳

- 1 安定性の側面
- 2 欧州人権裁判所の組織強化
- 3 改められた財産権保護
- 4 欧州人権裁判所や国内最上級裁判所による
欧州人権条約や基本権保護の異なった解釈
- 5 結び

1 安定性の側面

国内裁判所や国際裁判所の安定性は、その組織、裁判官の独立性や質⁽¹⁾、また、司法行政の自治だけではなく、さまざまな要因に左右される。つまり、その機能や財政面だけではなく、判例の質や説得力にもよるところが大きい。また、判決理由の構造的明瞭性や論理性も特に重要である。さらに、先例との一貫性も欠かせない。多かれ少なかれ、極端な判例変更が禁止されているのは、46の締約国で判例の方針、つまり、判決理由（ratio decidendi）に拘束力が与えられていることから裏付けられる。

欧州人権裁判所の判決の中には、国内法体系における人権条約の位置づけの違いや、締約国の政治問題に重大な影響を及ぼすことなどを理由とし、実施困難なものも少なくなかった⁽²⁾。例えば、Loizidou v. Türkei 事件⁽³⁾において、

(1) *L. Wildhaber*, Gericht und Richter im europäischen Verfassungsraum, in *Zeitschrift für Schweizerisches Recht*, Band 126 (2006) S. 93 ff. を参照されたい。

(2) この点について、*Wolfram Karl*, Der Vollzug von Urteilen des Europäischen Gerichtshofs für Menschenrechte in Österreich, in *Otto Triffterer* und

人権裁判所は、トルコの見解に反し、TRNC（北キプロス・トルコ共和国）は独立国家ではなく、トルコが設けた地方行政組織の一つであると判断しているが、法的ないし政治的観点から、この判決の実施や裁判所が確定した損害賠償額の支払いは、トルコにとって容易ではなかった。つまり、損害賠償を申立人（Loizidou）に支払うことによって、北キプロスは「一つのキプロス」の一部に過ぎないとする法的判断を受け入れなければならなくなる恐れがあった。ロシアもこのような問題に直面することになったが、*Ilascu and Others v. Moldova and Russia* 事件⁽⁴⁾において、裁判所は、軍事刑務所内の行為、詳細には、トランスニストリアにおける非人道的処遇や違法な有罪判決に関し、ロシアの責任を認めた。要するに、裁判所は、ロシアがトランスニストリアを実効的に支配していると判断しているわけであるが、これは、北キプロスにおけるトルコの統制権についても同様である。これに対し、ロシアは、トルコと同じように、自らの責任を否定した。また、ロシア軍の占める割合が非常に高いにもかかわらず、裁判所が求める申立人の釈放（トランスニストリアの刑務所からの解放）は外国の領土における違法な権限行使にあたりと主張した。もっとも、トルコと同じように、ロシアも裁判所が確定した損害賠償を支払っている。その一方で、判決は「政治的および法的に誤っている」、つまり、一貫性に欠け、異論の余地があり、非客観的かつ政治的で、ダブル・スタンダードに基づいていると批判している⁽⁵⁾。判決の実施は、ロシアはトランスニストリアを実効的に支配しているとの裁判所の判断を容認することにつながるため、ロシアにとって困難であった。Loizidou 判決に続くケースでも、トルコは、形式的には北キプロスの行為と解される措置を講じ、人権裁判所や閣僚委員会（Minister-Komitee）が納得しうるであろう解決策を見出している。確かに、このような解決法が申立人、ないし、統一に向け努力している国の利益にあらゆる面で合致するとは限らないが、人権条約が可能な限り保障されるよう、配慮されなければならない。それゆえ、例えば、ロシアは外交手段を通じ、まだ拘留されている申立人 2 人の釈放に尽力しなければならないであろう。このよ

die Salzburger Juristenfakultät, hrsg. K. Schmoller, 2006, S. 75 ff. を見よ。

(3) *Loizidou v. Turkey* (preliminary objections)-310 (23. 3. 95) ; (merits) - 310 (28. 7. 96).

(4) *Ilascu and Others v. Moldova and Russia*, (GC), no. 48787/99, ECHR 2004-VII-(8. 7. 04).

(5) Siehe *L. Wildhaber* a. a. O. (前掲注 1).

うな措置は、対外的には、トランスニストリアの自発的な行為（恩赦）として捉えられるにせよ、判決より、ロシアはそのような行為の成立が義務付けられており、同国は、自発的にそれに従わなければならない。なお、申立人の釈放は、〔自国の領土外における違法な〕公権力の行使を伴うという批判は失当である。人権裁判所は（直接的または間接的に）このようなことを要求しているわけではないし、判決をそのように解釈してはならない。また、ロシアが完全に別の方法で影響力を行使しうことは明らかである。判決の実施が締約国の政治方針に完全に合致しないような場合においても、締約国は完全かつ実効的な協力が要請されている。また、閣僚理事会に出席するすべての国、当事国、また、申立人は、最終的に判旨が実現されうる方法・手段を探し出さなければならない。

欧州人権保護制度の安定性に影響を与える制度的な要素として、欧州評議会の財政的および人的独立性だけでなく、長年にわたる人権裁判所の負担過重を挙げることができる。

2 欧州人権裁判所の組織強化

a) 欧州人権裁判所の過大な負担を和らげるため—現在、8万件を大幅に上回る申立てが係属している一、第14付属議定書⁽⁶⁾が締結されているが、ロシアがまだ批准していないため、発効していない。同議定書によって、一人の裁判官による審査〔一人制〕、明らかに根拠のない申立てについて判断を下す（3人の裁判官からなる）部会の権限、また、新しい申立要件（申立人が「著しい不利益」を被ること）が導入され、申立ての15～20%は迅速に処理される可能性があるが、負担過重問題が〔完全に〕解消されるわけではない。

現在、裁判所は、毎月、新たに提起される（4000件以上の）申立てを適切な期間内に処理しうる状態ではなく、訴訟遅延は裁判所自身によっても度々指摘されている。第14付属議定書がまもなく発効したとしても、裁判所の負担過重問題が解決されることにはならないと考えられたため、欧州評議会加盟国は、2005年のワルシャワ会議で「賢人グループ」を立ち上げ、改善策について検討させている。2006年5月3日、同グループは中間報告書を発表し、特に、新し

(6) Protocol No. 14 to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, CETS No. 194—45 ratifications as of 17. 10. 2006.

い篩い分け制度の導入を提案しているが、それによれば、新しく設置される委員会 (Judicial Committee) によって申立ての適法性が事前に審査される。また、「法原則」に関わる判決や、いわゆるパイロット手続が優先的に利用されるべきとしている。

さらに、申立てやその他の情報を取り扱うサービス・センターを個々の加盟国内に設置する案が示されるだけでなく、国内裁判所と人権裁判所の協力についても検討されている。

b) 人権裁判所自身も、いわゆる「パイロット手続」(欧州人権条約第41条、第46条の準用)⁽⁷⁾を発展させ、申立件数の削減に努めている。その発端となった *Broniowski v. Polen* 事件判決 (2004年6月22日)⁽⁸⁾では、ブグ川より東部で財産を没収されたポーランド人の補償請求を国内で処理するため、Claims Commission の設置が命じられているが、事後の判決では、申立人とポーランド間の和解 (2005年9月28日) が承認されている⁽⁹⁾。欧州人権条約第46条より発展した、このパイロット手続によって、裁判所は新境地に踏み入ることになった。

なお、*Kudla v. Polen* 事件 (2000年10月26日判決)⁽¹⁰⁾において、人権裁判所は、過度の訴訟遅延に対する実効的な救済は手続を速めることか、すでに被った財産的損害の賠償に限られると判断している。また、2006年6月8日に下された *Sürmeli v. Deutschland* 事件判決⁽¹¹⁾でも、ドイツ連邦憲法裁判所の権限は不十分であるとする、踏み込んだ判断を下している。この判決によるならば、ドイツは連邦憲法裁判所に関する法律を改正しなければならないが、人権条約第46条に基づき、人権裁判所は締約国に条約違反の除去を直接的に命じることができるであろうか。

また、いわゆる *post-Loizidou* 事件の場合はどうであろうか。*Xenidis-Arestis v. Turkey* 事件⁽¹²⁾において、裁判所 (かつての第3裁判部) は、北キ

(7) この手続について、*L. Calfisch*, *Die Technik der Pilotfälle*, *Europäische Grundrechte Zeitschrift*, 2006, S. 521を見よ。

(8) *Broniowski v. Poland* [GC], no. 31443/96, ECHR 2004-V — (22. 6. 04).

(9) *Hutten-Czapska v. Poland* [GC], no. 35014/97 — (19. 6. 06).

(10) *Kudla v. Poland* [GC], no. 30210/96, ECHR 2000-XI — (26. 10. 00).

(11) *Sürmeli v. Germany* [GC], no. 75529/01 — (8. 6. 06).

(12) *Xenidis-Arestis v. Turkey*, no. 46347/99 (sect. 3) — Decision of 22. 12. 05 (preliminary objections) ; 7. 12. 06 (just satisfaction).

プロスでの取用や立入制限に対して提起される、あらゆる補償請求を審査するため、トルコが設置に関与した Claims Commission を基本的に受け入れているが、それゆえ、将来、訴えは、まず、Claims Commission に提起されなければならない。いわゆる post-Loizidou 事件は数千にも及ぶため、裁判所の負担を大幅に削減する方法として、基本的に適している。

c) 手続規則第39条が定める仮保全措置の（間接的）拘束力を認めた2005年2月4日の判決も、人権裁判所の強化に貢献している（*Mamatkulov and Askarov v. Türkiye* 事件⁽¹³⁾）。その論拠は法的に大胆で、全く問題がないわけではないが、人権裁判所は、人権条約第34条の申立権より仮保全措置の間接的効力を導いている。なお、国際司法裁判所の仮保全命令権限は同裁判所規程の中で定められているのに対し（*LaGrand* 事件参照⁽¹⁴⁾）、欧州評議会の人権保護制度は、人権裁判所自身が制定した手続規則第39条で規定されているに過ぎない。締約国は、欧州人権条約内に根拠規定を設けることを明瞭に拒否したため、人権裁判所は第34条を援用しているとはいえ、その「ダイナミックな解釈」は幾分、度を越えている。なお、人権裁判所のこの判断は、*Aoulmi v. Frankreich* 事件（2006年1月17日の第4裁判部判決）⁽¹⁵⁾ で確認されている。

d) さらに、*Bosphorus Airway v. Ireland* 判決（2005年6月30日）⁽¹⁶⁾ で、人権裁判所と EC 裁判所（または人権条約と EC 法）の関係が明確に示されたことも、人権裁判所〔ないし人権条約〕制度の強化に貢献している。この判決は、国際機関、特に、EC に主権を委譲するに際し、締約国は、その国際機関〔EC〕も欧州人権条約の遵守に必要な権利保護制度を有しているか配慮しなければならないとしている⁽¹⁷⁾。また、人権裁判所は、EC の人権条約違反に関する申立てを却下せず、申立ての実体的当否（本案）について審査しているが、その結果、EC の行為は適法であるとの仮定を導いている。なお、EC の行為

(13) *Mamatkulov and Askarov v. Turkey* [GC], no. 46827/99 and 46951/99 — (4. 2. 05).

(14) *LaGrand (Germany v. United States of America)*, International Court of Justice, ICJ Reports 2001, 511 ff. (27. 6. 01).

(15) *Aoulmi v. France* no. 50278/99 — (17. 1. 06).

(16) *Bosphorus Hava Yolları Turizm ve Ticaret Anonim Şirketi v. Ireland* [GC], no. 45036/98, ECHR 2005-VI — (30. 6. 05). 本判決で示された仮定に関する問題について、筆者の補足意見を参照されたい。

(17) *Waite and Kennedy v. Germany* [GC], no. 26083/94, ECHR 1999-I — (18. 2. 99) を見よ。

に明らかな欠陥があるとき、この仮定は覆えされる。この点において、人権裁判所の判断は、ドイツ連邦憲法裁判所の Solange II 決定（ドイツ憲法と EC 法の関係について）に類似している。なお、この判断の意義は、EC ないし EU による人権条約締結によって失われるものではない。人権条約の締結は、締約国の行為を通し、EC 法を間接的に審査するだけでなく、直接的な審査を可能にする上で必要になるが、EC 自身が法廷で自らの行為の適法性について見解を述べるようにする上でも必要である。

3 改められた財産権保護

a) 欧州人権条約第 1 付属議定書第 1 条による財産の保護は、常に、現在の財産に限定され、所有者の期待や希望を保護するものではない。また、共產主義国が 1945 年に行った収用は、1953 年に発効した人権条約の適用範囲から除外されている。さらに、人権裁判所は、締約国の法令に基づき生じた「正当な期待」についても、この法令（例えば、東西ドイツ統一条約）の概念を厳格に解釈することによって、著しく限定している（von Maltzan and Others v. Deutschland 事件、2005 年 3 月 30 日決定⁽¹⁸⁾）。スロバキアやチェコだけではなく、その他の中東欧諸国の原状回復法についても同様であるが、付属議定書第 1 条を援用し、収用財産の原状回復を請求しえないとするにせよ、返還ないし補償に関する「正当な期待」は、法的にどの程度、具体的でなければならないかという問題が残る。驚くべくことに、von Maltzan 事件では、東西ドイツ統一条約の解釈に際し、ドイツ連邦憲法裁判所と欧州人権裁判所の判断が異なっている。

b) 財産の収用は、公益のため法律に基づき、また、補償を提供する場合にのみ許される。このような、“Hull rule”（完全、迅速かつ効果的な補償）にほぼ一致する欧州人権裁判所の判例法には、同裁判所自身によって例外が設けられている。これは「特段の事情」が存在する場合に認められるが、The Former King of Greece v. Greece 事件⁽¹⁹⁾ や James and Others v. UK 事件⁽²⁰⁾

(18) *Von Maltzan and Others v. Germany* (dec.) [GC], nos. 71916/01, 71917/01 and 10260/02, ECHR 2005-V — (2. 3. 05).

(19) *The former King of Greece and Others v. Greece* [GC], no. 25701/94, ECHR 2000-XII — (23. 11. 00).

(20) *James and Others v. the United Kingdom* — 98 (21. 2. 86).

では例外は認められていない。もっとも、近時の *John and Others v. Germany* 事件（2005年6月30日判決）⁽²¹⁾ では、申立人には不利となる例外の適用が認められ、ドイツ再統一や1990年3月6日の *Modrow* 法に基づき取得した、いわゆる旧社会主義的財産の補償を伴わない収用が正当化された。人権保護に例外を認める特段の事情は、ソ連の崩壊（*Ilascu and Others v. Moldova and Russia* 事件判決⁽²²⁾）や *Broniowski v. Polen* 事件でも指摘することができたであろう。しかし、同事件において、欧州人権裁判所は“right to credit”を財産権として認めた。補償義務に関する判例法は、（2年以上にわたり適法に所有権を有すると考え、また、国からそのような取り扱いを受けていた）申立人⁽²³⁾ に不利となる「特段の事情」の要件を導入することにより、極めて不安定になっている⁽²⁴⁾。

c) このような状況は、財産権の保障範囲を保険料の支払いを条件としない社会保障にまで拡大することによっても生じている（2005年7月6日の *Stec v. UK* 事件判決）。確かに、この傾向は望ましいと言えるが、少なくとも形式的には保険料の支払いが不要な公務員の年金請求権と、社会保険料を納めていた公務員の年金請求権を区別する必要性があるのであろうか。また、国や政府に近い者や忠誠に対する特権として支払われるものと区別するためには、支払い理由をより詳細に調べる必要があるだろう。

請求権の遡及的否認を禁止することにも賛成しうる。（例えば、フランスの國務院〔*Conseil d'État*〕の）確立した判例法より正当な期待が生じているとき、国家はこの法益を遡って否認してはならず、将来において否認しうるだけである。2005年10月6日の *Draon v. France* 判決⁽²⁵⁾ において、欧州人権裁判所は、出産診療の重過失に基づく損害賠償請求には子供の障害より生じる費用の補填請求まで含まれることが正当に期待できるとし、2002年3月4日制定の法律はこの請求権を将来に向かって否認しうるが、本件の請求権を排斥するこ

(21) *Jahn and Others v. Germany* [GC], nos. 46720/99, 72203/01 and 72552/01, ECHR 2005-VI — (30. 6. 05).

(22) *Ilascu and Others v. Moldova and Russia* [GC], no. 48787/99, ECHR 2004-VII — (8. 7. 04).

(23) 同様の事例として、*Beyeler v. Italy* 事件（GC, no. 33202/96, ECHR 2000-I (5. 1. 00)）を参照されたい。

(24) このような懸念は、*Jahn and Others* 判決（前掲注22参照）における筆者の反対意見において詳しく述べられている。

(25) *Draon v. France* [GC], no. 1513/03 — (6. 10. 05).

とはできないと判断している。(障害のある) 子供を損害として捉える点で人権裁判所とフランス国務院の見解は一致しているが、このような判断も欧州人権条約第 8 条に違反するものではないことが、判旨より間接的に導かれる。なお、*Odièvre v. France* 事件⁽²⁶⁾において、人権裁判所は、自らの出生に関する情報の開示を国に求める子供の権利と、母親または国の生命を保護する利益を比較衡量し、後者を優先させている。

4 欧州人権裁判所や国内最上級裁判所による 欧州人権条約や基本権保護の異なった解釈

a) 〔欧州人権裁判所への申立てに先立ち〕国内の救済手続は完了していなければならぬため、通常、国内の上級裁判所は、申し立てられた法律問題について—また、欧州人権条約の解釈について—すでに見解を示している。なお、個別的には、欧州人権条約の国内法体系下における位置付けにかかってくるが、そもそも同条約は国内法に置き換えられなければならないか（同条約第 13 条の文言に反し、人権裁判所はこれを否定している）、また、同条約にはどのような地位が与えられなければならないか（憲法より上位ないし憲法と同等（オーストリア）とする国もあれば、憲法と法律の中間、または通常法律と同等に位置づける国がある）という問題について、法的に説得力のある理論は存在しない。それゆえ、人権裁判所は、自らの判断の執行をまず閣僚委員会に義務付けており、欧州人権条約第 46 条に目をやるようになったのは近時のことである⁽²⁷⁾。イギリスでは、*Human Rights Act* の制定（2000 年）が人権条約の直接適用性や人権裁判所の判例の受入れに非常に良い影響を及ぼしているが、他方、著しい対立を提起するケース（*Kress v. France* 判決⁽²⁸⁾、2006 年 4 月 12 日の *Martinie v. France* 判決⁽²⁹⁾）によって承認されている）もある（例えば、「ナポレオンの」国家組織原則に関するフランス国務院の判断と人権条約上の要請の衝突）。

b) 国内憲法との抵触は、トルコの軍人裁判官制度（*Incal v. Turkey* 判決⁽³⁰⁾）や *Vogt v. Deutschland* 事件⁽³¹⁾）において見られるが、欧州人権条約第

(26) *Odièvre v. France* [GC], no. 42326/98, ECHR 2003 — III- (13. 4. 03).

(27) この点に関する問題について、*W. Karl*, supra Anm. 2 を参照されたい。

(28) *Kress v. France* [GC], no. 39594/98, ECHR 2001—VI — (7. 6. 01).

(29) *Martinie v. France* [GC], no. 58675/00, ECHR 2006 (12. 4. 06).

46条は判決の実施を締約国に義務づけているため、場合によっては、国内憲法の改正が必要になる。実際にトルコは、憲法を改正し、軍人裁判官制度を廃止している。他方、ドイツ（ないし同国の連邦州）は、いわゆる過激派決議（Extremistenbeschlüsse）の取り扱いに際し、Vogt 判決で示された限界に配慮している。

個々の自由権に関する解釈や、競合する二つの自由権の比較衡量の相違については、通常、複数の解決法が考えられる。そのため、欧州人権条約第53条に照らした「対等関係」には問題があるばかりか、私見によれば、認められるべきではない。このような抵触は、Caroline von Hannover v. Deutschland 事件（第3セクション判決⁽³²⁾）でも生じているが、このケースでは、プライベート空間の尊重（第8条）と報道の自由（第10条—写真撮影と写真の公表）との調整が問題になった。〔申立人の〕Caroline von Hannover は公的な機能を全く有していないことに基づき、裁判所は、同人は「現代史における絶対的な人物」に該当し、その結果、「閉ざされた空間」の外ではいつでも写真を撮影し、それを自由に公表しようとする考えを否定した。また、「プライバシーの保護に関する正当な期待」を上回る公益は存在しないと判断した。さらに、閉ざされた空間に滞在していたことを Caroline v. Hannover 自身が証明するのは困難であり、そのような規定はプライバシーに関する権利と報道の自由のバランスを失すると述べている。

これに対し、ドイツ連邦憲法裁判所は、Görgülü v. Deutschland 事件（2004年10月14日決定、BVerfGE 111, 307-332⁽³³⁾）において、ドイツの裁判所はドイツに不利な内容を持つ欧州人権裁判所判決を「方法論的に可能な法解釈の範囲内において」のみ考慮すればよいと判断している。これは、国内法上、異なる基本権の衝突を調整する制度（調整制度）が設けられている場合に特に当てはまる。もっとも、人権裁判所の判決の効力を限定する、このような試みを原則化することはできない。また、人権裁判所が46の「調整制度」（それらは互いに異なると解される）を考慮することは不可能である。従来、人権裁判所

(30) *Incal v. Turkey* — Rep. 1998-IV, fasc. 78 (9. 6. 98).

(31) *Vogt v. Germany* — 323 (26. 9. 95).

(32) *Von Hannover v. Germany*, no. 59320/00 (Sect. 3) (bil.), ECHR 2004-VI — (24. 6. 04); *Von Hannover v. Germany* (just satisfaction-friendly settlement), no. 59320/00 (Sect. 3) — (28. 7. 05).

(33) *Görgülü v. Germany*, no. 74969/01 (Sect. 3) — (26. 2. 04).

は、(例えば、東西ヨーロッパ諸国間で) 人権保護水準が低下しないよう注意を払ってきたが、2006年1月12日の *Mizzi v. Malta* 事件判決 (第1裁判部)⁽³⁴⁾ に照らせば、ドイツも困難な状況に直面することになろう。このケースでは、父子関係を争う権利 (第8条) が争点になったが、ドイツ連邦通常裁判所 (BGH) は、密かに行われた DNA テストの結果に基づき、父親であることを否認する父親の権利を認めていない⁽³⁵⁾。

5 結 び

ヨーロッパ人権保護のダイナミックな発展は、特に比較法的なアプローチによって、さらに進展しているが、比較法はダイナミックな切り口の判例法を安定させることができる。人権保護制度のダイナミックな発展は、これまでと同じように、EC法の解釈・適用にも非常に大きな影響を与えることであろう。近時の例として、*Nichova v. Bulgarien* 事件⁽³⁶⁾ (ロマの差別を理由とする独自の判決に関する2006年7月6日判決) や *Sørensen v. Dänemark* 事件⁽³⁷⁾ (closed shopの許容性一人権条約第11条が保障する結社の自由の侵害に関する2006年1月11日判決) を挙げることができる。裁量の範囲 (加盟国の裁量権) は、加盟国における基本権の適用をさらに調整することによって、狭められると解される (2002年7月11日の *Goodwin v. UK* 判決⁽³⁸⁾ 参照)。

東欧諸国における法の支配には、まだまだ改善の余地がある (1999年10月28日の *Brumarescu v. Rumänien* 判決⁽³⁹⁾, 2006年4月6日の *Smoleanu v. Rumänien* 判決⁽⁴⁰⁾ および2002年7月25日の *Sovtransavto v. Ukraine* 判決⁽⁴¹⁾)

(34) *Mizzi v. Malta*, no. 26111/02 (Sect. 1) (bil.), ECHR 2006-I — (12. 1. 06).

(35) この点について、*F. Brosius-Gersdorf*, in *EuGRZ* 2006, S. 123 ff. を参照されたい。

(36) *Nachova and Others v. Bulgaria* [GC], nos. 43577/98 and 43579/98, ECHR 2005-VII — (6. 7. 05).

(37) *Sørensen and Rasmussen v. Denmark* [GC], nos. 52562/99 and 52620/99, ECHR 2006 (11. 1. 06).

(38) *Christine Goodwin v. the United Kingdom* [GC], no. 28957/95, ECHR 2002-VI — (11. 7. 02).

(39) *Brumarescu v. Romania* [GC], no. 28342/95, ECHR 1999-VII — (28. 10. 99).

(40) *Smoleanu v. Romania* (friendly settlement) [GC], no. 30324/96, ECHR

を参照されたい)。現在、係属している大半の申立てはロシア（17%）、トルコ（13%）、ルーマニア（12%）、ポーランド（11%）、また、ウクライナ（6%）に対するものである。つまり、中東欧諸国に対し、全申立件数の50%を大幅に上回る申立てが提起されているが、その一部は生存権、拷問や非人道的処遇に対する保護など、非常に基本的な権利に関するものがある。なお、民主主義の保障も重要性を増しているが（政党の禁止に基づき、トルコやロシアに対し提起された申立てを参照されたい）、あまり注目されていない⁽⁴²⁾。

ヨーロッパ基本権保護の功績について、近時、人権裁判所の Luzius Wildhaber 長官は次のように述べている。「ヨーロッパ人はこの分野において高い目標を設けたが、その達成には、何よりも、関係する全ての裁判所の緊密な協力が必要である」。

2006 (6. 4. 06).

(41) *Sovtransavto Holding v. Ukraine*, no. 48553/99 (Sect. 4) (bil.), ECHR 2002-VII - (25. 7. 02).

(42) 特に、*Refah Partisi (the Welfare Party) and Others v. Turkey*, nos. 41340/98, 41342/98 and 41344/98, ECHR 2003-II (13. 02. 03) を参照されたい。